様式第１４号

**居宅生活支援費不支給決定通知書**

第　　　号

　年 　月 　日

　　　　　　 　　様

土佐清水市福祉事務所長 

　　年　　月　　日に申請された身体障害者居宅生活支援費の支給については，下記の理由により不支給とすることにしましたので通知します。

記

　１．申請事項

　２．不支給の理由

不服の申立て

　　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以　内に，土佐清水市長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴え

　　処分の取消しの訴え（取消訴訟）は，この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６ヵ月以内に，土佐清水市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。），提起することができます。なお，この処分を受けた日から６ヵ月以内であっても，処分の日から１年を経過すると，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

　　土佐清水市福祉事務所

　　　　土佐清水市天神町１１番２号

　　　　電話番号　０８８０－８２－１１１１